4茅情個審查答申第1号 令和5年3月16日

諮問番号 4茅行総第200号

審 査 庁 茅ヶ崎市長 佐藤 光

事 件 名 4茅市自第127号行政文書非公開決定処分取消請求事件

答 申 書

審査請求人からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

令和4年9月12日付け行政文書の公開請求について、茅ヶ崎市長が令和4年9月22日付け4茅市自第127号により行った行政文書非公開決定処分は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 令和4年9月12日、審査請求人は、茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市 条例第2号)第4条の規定に基づき、茅ヶ崎市長(以下「実施機関」という。)に対 し、「平成29年度~令和2年度まちぢから協議会連絡会市補助金決算書」(以下「本 件請求対象文書」という。)について、行政文書公開請求(以下「本件公開請求」とい う。)を行った。
- 2 同月22日、実施機関は、本件公開請求に対し、本件請求対象文書を収受していないため、文書不存在であることを理由として、行政文書非公開決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。
- 3 同年11月1日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」とい う。)を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1)本件審査請求の趣旨 本件処分の取消しを求める。
 - (2)本件審査請求の理由

茅ヶ崎市総務部市民自治推進課所管に係る補助金交付要綱(以下「交付要綱」 という。)第10条によると、第5号様式による補助事業の実績報告書に収支実 績として収支決算書の添付を要することを定めている。

補助事業の収支決算書であれば、市補助金決算書と読み替えることが出来るので、文書を収受していない理由についての納得できる説明がなければ認めることは出来ない。

2 実施機関の主張

- (1) まちぢから協議会連絡会補助金については、交付要綱に基づき交付している事業補助金であり、まちぢから協議会連絡会(以下「連絡会」という。)の活動全てが補助対象事業となるものである。
- (2) 平成29年度から令和2年度のまちぢから協議会連絡会補助金の収支決算書については、連絡会の自主財源も含めた全収支が載ったものを収受している。連絡会でも市補助金に対する収支決算書を作成していない。
- (3) 実施機関としては、連絡会の全収支が載った収支決算書をもって補助金の使途を確認している。
- (4) 以上のとおり、本件審査請求に係る本件処分には違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

第4 審査会の判断

1 本件請求について

審査請求人は、本件請求対象文書について、本件公開請求を行った。

実施機関は、本件公開請求に対し、本件請求対象文書を収受していないため、文書 不存在であることを理由として、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求対象文書の不存在を理由とする本件処分の取消しを求めている。

実施機関は、本件処分が妥当であると主張していることから、以下、本件請求対象文書の保有の有無について、検討する。

- 2 本件請求対象文書の保有の有無について
 - (1) 当審査会が職権で調査したところによれば、連絡会は、新たな地域コミュニティとして市内の各地区に設立されているまちぢから協議会(以下「協議会」という。)により組織され、地域課題への支援や情報交換等を通し、協議会等を支援し、豊かで活力ある地域社会の構築に努めることを目的とする。その目的を達成するため、協議会相互の親睦と連携、地域振興の調査・研究、地域活動の情報交換、行政への協力等の事業を推進し支援を行っている。茅ヶ崎市は、協議会の育成、活動の支援等に要する経費を補助し、もって地域振興の推進に寄与するため、交付要綱に基づき、連絡会へ補助金を支出している(交付要綱第2条及び別表7)。交付を受けた団体は、年度末までに実績報告書を提出しなければならず、あわせて収支決算書又はこれに代わる書類その他市長が必要と認める書類の添付が求められる(茅ヶ崎

市補助金等の交付に関する規則(平成4年茅ヶ崎市規則第26号)第12条)。

(2) 当審査会が実施機関に意見聴取を行ったところ、実施機関としては、連絡会の 活動全体を対象として補助金を交付していたことから、各年度の実績報告書に添 付される収支決算書については、連絡会の自主財源を含めた全収支が記載された ものを収受しており、交付要綱に基づき市が支出した補助金分のみの収支決算書 は収受していないため、本件請求対象文書を作成し、又は取得していない、との ことであった。

なお、実施機関は、審査請求人からの指摘も踏まえ、令和3年度からは、補助 金の使途を明確にするため、補助金分のみの収支決算書の提出を求めることとし ている。

(3) 上記のことから本件請求対象文書を収受していないとする実施機関の説明は不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事実も認められない。

よって、実施機関が本件請求対象文書を保有しているとは認められない。

3 その他

審査請求人は、第3の1における主張のほか、種々の主張をしているが、いずれも 上記判断を左右するものではない。

以上のことから、本件請求対象文書を不存在として非公開決定とした本件処分は、妥 当であると判断した。

第5 審査会の処理経過

令和 4年 12月 8日 諮問受理

令和 4年 12月 22日 審議(令和4年第1回審査会)

令和 5年 1月 20日 口頭意見陳述及び意見聴取(令和4年第2回審査会)

令和 5年 3月 2日 審議(令和4年第3回審査会)

令和 5年 3月 16日 答申

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

嘉藤 亮(会長)

大川 宏之

熊澤 弘司

原口 佳誠

福島 利宗